

調査

☆活用のねらい

近年、数多くの調査により、各学校の成果や実績が表わされています。1年間を通して見てみると、この膨大な量の調査は多岐にわたって実施され、複雑で処理に大変な労力を要する内容のものもあります。

研究部調査担当チームは幡多地域の学校で行われる調査の内容を精査して、四万十市の文書分類表を参考に主な調査内容について年間の一覧表を作成しました。この一覧表は年度初めの4月から始まり、年度末の3月まで、年間の流れが把握できる形にしています。また、各調査について、時期・依頼先・目的・留意事項をそれぞれ示していますが、その中でも特に重要とされる調査については、それぞれ1ページ毎にまとめて作成しました。

活用のねらいは、事務負担軽減のためだけでなく、調査の必要性や意義について理解を深め、調査の結果を知ることにより今後の学校の教育に生かすことを目的としています。また、調査内容によっては、毎年、見直しがあることも予想されるため、その都度、内容の見直しや加除を実施します。

この手引きは、学校現場で勤務する事務職員のために作成したものです。各種調査を担当する（係わる）にあたり、疑問が生じた時に、解決の糸口を見つけるためにも、この手引きが有効に活用されていくことを願います。

☆主な内容

- 年間調査一覧表（4月～3月）
- 学校基本調査（中学校の卒業後の調査）
- 全国学力・学習状況調査
- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査
- 学校における教育の情報化の実態等調査
- 問題行動・長期欠席（不登校等）の実態に関する調査
- 学校評価に関する調査
- 道徳教育推進状況調査
- 公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画（加配教員希望）に係る資料
- 学校図書館の現状に関する調査
- 特別支援教育体制整備状況調査
- 特別な教育的配慮が必要な児童生徒についての現状調査
- 学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査
- 小・中学校におけるキャリア教育に関する実態調査

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
4月	学校基本調査 (中学校の卒業後の調査)	文部科学省初 等中等教育局		別紙参照
	全国学力・学習状況調査	高知県教育委 員会 小中学校課		別紙参照
	全国体力・運動能力・運動 習慣等調査	文部科学省生 涯学習政策局		別紙参照
	南海地震に備える防災教育 に関するアンケートの実施 について(依頼)	高知県教育委 員会 スポーツ健康 教育課長	○各学校における防災教育の実施状況を把握し、今後の支援方法を検討するため。	【調査対象】 ○小・中学校・高等学校・特別支援学校 【留意点】 ○前年度の実施状況 ○前年度の計画 【提出方法】 ○メール提出
	学校保健委員会の設置状況 調査	高知県教育委 員会 スポーツ健康 教育課	○今後の施策の参考とするため。	【調査対象】 ○公立小中学校 【留意点】 ○前年度の設置状況及び、開催回数について回答する。 【提出方法】 ○シートをメールまたはFAXにて地教委へ提出。
教室用机・いすにおける木 材利用調査	高知県教育委 員会 教育政策課	○今後の学校施設の整備充実を図るうえでの参考として活用するため。	【提出方法】 ○電子媒体提出	
5月	道徳教育に関する調査	高知県教育委 員会 小中学校課	○毎年度、県内の各学校における状況を把握し今後の道徳教育推進のための参考とするため。	【調査対象】 ○小学校、中学校 【留意点】 ○前年度に実施した校内研修で実施した内容、今年度の年間計画をもとにした調査である。 【提出方法】 ○地教委宛てに「道徳調査票」を送信すること。
	公立小中学校における教育 課程の編成・実施状況調査	文部科学省初 等中等教育局	○教育課程の編成・実施の改善や各教科等の年間授業時数等の適正化などを図るため。	【調査対象】 ○県内の公立小中学校 【留意点】 ○前年度の実績に基づき、B票・C票を回答すること。 【提出方法】 ○地教委経由でシートを提出すること。(メール)
	進路指導担当者及び3月卒 業予定者に係る求職動向調 査及び前年度3月新規卒業 者進路状況調べ	地方公共職業 安定所	○四万十公共職業安定所と進路指導担当者との連携により、職業紹介業務を円滑に推進させていく。 ○3月新規中学校卒業予定者の求職動向調査について、現況における進路希望状況をとりまとめる。	【調査対象】 ○県内の中学校 【留意点】 ○進路指導担当者による文書作成。 【提出方法】 ○期限までに、「新規中学校卒業者の求職動向調査」および「進路指導担当者確認票」をFAXにて報告する。

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
5月	勤働手当に係る職員の病気休暇等の報告	高知県教育委員会	○6月に支給される県費負担教職員にかかる勤働手当の期間率算定のため、基準日（6月1日）以前6箇月（前年度12月2日から6月1日まで）以内の期間における病気休暇等の状況を把握する必要があるため。	<p>【調査対象】</p> <p>○県内すべての公立小中学校</p> <p>【留意点】</p> <p>○私傷病による病気休暇、介護休暇については、週休日、休日等を除き30日を超える職員が報告対象（7時間45分をもって1日とする）</p> <p>○部分休業については、承認を受け、実際に勤務しなかった日数が週休日、休日等を除き90日を超える職員が報告対象（部分休業をした日数を1日と数える。7時間45分で1日ではない）</p> <p>○欠勤については、公立学校職員の給与に関する条例第17条の規定により給与減額された期間のある職員が報告対象</p> <p>【提出方法】</p> <p>○地教委経由で提出すること</p>
	年次有給休暇の使用状況等の調査	高知県教育委員会	○その年度における勤務条件等の状況を把握するために実施される調査。	<p>【調査対象】</p> <p>○県内すべての公立小中学校</p> <p>【留意点】</p> <p>○職員の範囲は、充指導主事、補導教員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く県費負担教職員。</p> <p>ただし、短期間であっても在籍専従者、分限休業中・懲戒停職中・育児休業中・看護欠勤中であつた者及び新規採用教職員は除く。（研修指導員、教育研究員、留学・研修、病休、産休、介護休暇中等の者は含む）</p> <p>○管理職員は、校長、教頭とする。</p> <p>○本年度4月1日現在の所属職員について報告。</p> <p>【提出方法】</p> <p>○地教委経由で提出（メールもしくはFAX）</p>
6月	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	文部科学省生涯学習政策局	別紙参照	
	高知県中学校総合体育大会参加校の宿泊先調査	高知県教育委員会 スポーツ健康教育課	○出場校宿泊先への衛生管理徹底を図るための資料として、宿泊先について把握しておく必要があるため。	<p>【調査対象】</p> <p>○県総体へ出場する学校</p> <p>【留意点】</p> <p>○送付されたシートへの入力が必要。</p> <p>【提出方法】</p> <p>○県教委スポーツ健康教育課担当まで、指示されたエクセルシート名による別紙様式をEメールにて提出すること。</p>
	旅費決算見込額等調査	高知県教育委員会 小中学校課	○県から配分される全小中学校を対象とした旅費の追加配分額を決定するための資料として活用するために実施されるもの。	<p>【調査対象】</p> <p>○県内すべての小中学校</p> <p>【留意点】</p> <p>○調査時点における今年度の決算見込額等を調査様式の表に記載し、地教委へ提出しなければならない。</p> <p>○この調査に基づく追加配分については、新旅費システムから出力される「旅費予算配分表」でチェックし、文書を保管すること。</p> <p>【提出方法】</p> <p>○地教委経由でメール送信</p>

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
7月	小・中学校学期別、学級別授業時数集計表等（各学期）	市町村教育委員会	○学校運営において、達成できた内容の年間授業時数確保に係る状況調査。	【調査対象】 ○小学校 ○中学校
	学校の安全管理の取組状況に関する調査	文部科学省 高知県独自	○日本の社会の中での危険度が高まっていることから例外をもうけず全学校の取組状況を把握し、子どもたちの安全確保を目的とする。	【調査対象】 ○全国の国・公・私立学校（小～高校・養護） 〈地域の住民や警察と連携を取りながら、危険性を除去していくという努力が必要。安全マニュアル・防犯訓練・通学路の安全確保等の調査〉 ○前年度の実施状況 ○電子媒体で報告
	問題行動・長期欠席（不登校等）の実態に関する調査	高知県教育委員会 人権教育課 生涯学習課長	別紙参照	
	水生生物による簡易水質調査	県文化環境部 環境対策課	○環境行政の推進、清流保全意識の啓発を目的とし、水生生物を指標とした水質調査。6月～9月の期間1級河川を除く河川で実施。	【調査対象】 ○全国の一級河川を除く河川 国土交通省からの参加依頼。インターネットにて申し込み 10/31までに結果報告の必要有り
8月	学校評価に関する調査	各学校	別紙参照	
9月	夏季休業中における公立学校の教員研修状況（照会）	高知県教育委員会 教育政策課	○教育公務員特例法第22条第2項の規程に基づく研修（いわゆる「職専免研修」）及び校内研修の状況を把握し、適正な勤務時間管理を進めるため。	【調査対象】 ○小学校・中学校・高等学校 【留意点】 ○夏季休業期間中における職専免研修の状況及び校内研修の状況について回答 【提出方法】 ○メールで提出
10月	高知県学校の安全管理等の取組状況に関する調査	高知県教育委員会	○学校安全にかかる管理の取り組み状況等について調査し、今後の学校における安全管理の取組みの一層の推進を図るため。	【調査対象】 ○小学校・中学校 【留意点】 ○前年度の実績で回答する 【提出方法】 ○メールで提出
	全国学力・学習状況調査結果の活用に関するアンケート	県教委 小中学校課長	○全国学力・学習状況調査における結果の分析・活用等について県内小中学校及び市町村（学校組合）教育委員会の状況を把握するため。	【調査対象】 ○小学校・中学校
	道徳教育推進状況調査	文部科学省	別紙参照	
	特別支援編制計画書	高知県教育委員会	○次年度に特別支援学級の設置を予定している学校が対象。 ○特別支援学級編制の概要、対象となる児童生徒の実態に即した学級編制上の配慮、校区、通学方法等について特記すべき事項、施設・設備、備品等の整備状況、校内の研究組織その他特別支援教育推進上の配慮等について、計画書を作成する。	【調査対象】 ○小学校・中学校 【留意点】 ○特別支援学級の開設、既設を問わず提出する第2号様式1～3及び5を提出する。第2号様式の7については自閉症・情緒学級の既設該当校のみ 【提出方法】 紙媒体
	公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画（加配教員希望）に係る資料	文部科学省	別紙参照	

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
10月	麻しん風しんの第3期予防接種の促進及び予防接種実施状況調査	高知県教育委員会小中学校課	○「学校における麻しん対策ガイドライン」に基づき、高知県感染症対策協議会発生動向調査部会に報告するため。	【調査対象】 ○第3期対象者（H7年4月2日～H8年4月1日生まれ） 【留意点】 ○調査期間を第3期各年4月1日～2月28日及び第4期各年4月1日～11月30日とする 【提出方法】 ○メール提出
	学生生徒旅客運賃割引証の使用に関する調査	高知県教育委員会小中学校課	○学生生徒旅客運賃割引証の使用状況と必要な枚数を確認し配布するため。 ○就学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する目的として、旅客鉄道株式会社が発行し、日本学生支援機構が配付業務を行っている。	【調査対象】 ○中学校・高等学校 【留意点】 ○前年度の使用状況及び今年度の使用予定枚数を記入する 【提出方法】 ○メール提出（西部教育事務所まで）
11月	学校図書館の現状に関する調査	高知県教育委員会		別紙参照
	特別支援教育体制整備状況調査	高知県教育委員会		別紙参照
	特別な教育的配慮が必要な児童生徒についての現状調査	高知県教育委員会		別紙参照
	子どもの携帯電話利用に関する調査（先端的な情報通信技術を活用した教育・学習に関する調査）	高知県教育委員会	○現在社会問題になっている子どもたちの携帯電話の利用実態や意識等について把握し、子どもの携帯利用の安全をいかにして守るかという視点に立って課題を検証する。	【調査対象】 ○全国の学校リストより無作為に抽出 【提出方法】 ○郵送
12月	高知県における児童・生徒の新体力テスト実施状況調査	高知県教育委員会	○本年度の実施状況等を把握するため。	【調査対象】 ○県内公・私立の小中高及び特別支援学校 【提出方法】 ○FAXでも可
	学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査	各市町村教育委員会		別紙参照
	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	文部科学省		別紙参照
1月	次年度全国学力・学習状況調査に関する学校に対する学校基本情報についての確認	高知県教育委員会 スポーツ健康教育課長	○次年度全国学力・学習状況調査の実施に先立ち、問題冊子等関係資料を送付するための宛先住所、必要部数等を確認するために行う。	【調査対象】 ○都道府県・市町村教委で確認した対象児童生徒の在籍する小学校・中学校・特別支援学校・中等教育学校 【提出方法】 ○「学校基本情報確認票」の内容を確認し、必要事項を記入の上返送用封筒に封入し郵送
	「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」実施状況調査	文部科学省	○本年度の実施状況等を把握するため。	【提出方法】 ○実施状況調査票をコールセンターにFAX
	「食に関する指導」実施状況調査	高知県教育委員会	○「高知県食育推進計画」が平成19年3月に策定され、食に関する指導の手引書が文科省からも配布されている。 ○本年度の学校における食に関する指導の実施状況を把握し、今後の食に関する指導の充実に活用する。	【調査対象】 ○県内全小中学校 【提出方法】 ○FAXでも可

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
2月	小・中学校におけるキャリア教育に関する実態調査	高知県教育委員会 小中学校課	別紙参照	
	算数・数学学力定着事業（単元テスト）の活用事例等の提供	小中学校課	○システムそのものをより効果的に活用していくため。 ○問題内容をより良いものにしていくため。	【調査対象】 ○小学校・中学校 【提出方法】 ○電子メール提出
	高知県到達度把握・授業評価システム推進事業実績報告書	高知県教育委員会	文書に記載なし。	【調査対象】 ○小学校・中学校 【留意点】 ○児童生徒数は当該年1月10日推計調査によること。 ○特別支援学級の児童生徒の取扱いは、本事業に参加できる場合は児童生徒数に含める。 【提出方法】 ○電子メール提出
	早ね早おき朝ごはん県民運動アンケート	県	○平成18年度より子どもの健全育成を目的とする「子どもの生活リズム向上」を推進するため「早ね早おき朝ごはん県民運動」を展開している。今年度の状況を把握し、今後の取組に反映させる。	【調査対象】 ○中学校、PTA
	職員の休暇情報の報告	高知県教育長	○公立学校職員の給与に関する条例第7条の勤務成績を判定する。	【留意点】 ○平成20年12月1日～平成21年3月31日までの期間 ○記入対象 ・私傷病による休暇 ・介護休暇 ・看護欠勤 ・欠勤 ・ストライキ ○充て指導主事、補導教員及び研修指導員等の、学校以外に勤務公署がある者についても抜かりがないよう注意する。
公立小・中学校における卒業式及び入学式での国旗掲揚並びに国歌斉唱の状況に関する調査	高知県教育長	○県下の状況把握のため。 ○卒業式、入学式を迎えるにあたり、さらに学習指導要領の趣旨の徹底を図り、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されているかを調査するため。	【調査対象】 ○小学校、中学校 【提出方法】 ○メールまたは紙ベース	
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」及び「学校におけるテレビのデジタル化に関する調査」	各市町村教育長	○実態調査。	【調査対象】 ○公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（小学部・中等部・高等部） 【留意点】 ○3月31日現在で記入する。 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」について、「やればできる」は「できる」として集計する。 【提出方法】 ○メール送信される集計ワークシートや詳細を利用して回答する。	
薬物乱用防止教室等実施状況調査	高知県教育委員会 スポーツ健康教育課長	○青少年に薬物乱用をさせない取組。	毎年実施 【調査対象】 ○小学校・中学校・高等学校・中等教育学校 【留意点】 ○毎年実施 【提出方法】 ○電子媒体提出	
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	文部科学省	別紙参照		

年間調査一覧表

月	件名	調査依頼先	調査の目的	留意事項
	麻しん施設別発生状況報告	高知県健康福祉部健康づくり課長	○感染症の発生の状況、動向及び原因調査の一環として。	【調査期間】 ○該当年度 【留意点】 ○麻しんによる欠席者が1名以上で場合に報告する。 【提出方法】 ○所轄福祉保健所へ紙媒体で提出
	次年度修学旅行実施見込調査	高知県教育委員会 小中学校課	○次年度に県から配分する小中学校旅費の「修学旅行引率旅費額の基礎資料」にするとともに、各学校の実施状況を把握するため。	【調査対象】 ○小学校・中学校
	学校評価等の実施状況に関するアンケート	高知県教育委員会	○県下の状況把握のため。	【調査対象】 ○小学校・中学校
	中学校における家庭学習アンケート	高知県教育委員会	○県下中学校の取り組み状況をまとめ学力向上に向け結果と課題の共有、今後の取り組みについてよりよい方法を探るため。 ○家庭学習を習慣化することにより基礎学力の定着を計る。 ○組織として状況把握・原因分析を行い、課題の出し方や目標時間の設定など指導方法に今一歩踏み込んだ具体的な取り組みを行う。	【調査対象】 ○中学校 【その他】 ○生活習慣の乱れは家庭学習の阻害要因となっていることを家庭へ啓発することが必要

学校基本調査（中学校の卒業後の調査）（4月）	
調査目的	○学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	○全国すべての小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
調査方法	○インターネットを利用した電子調査票収集システムにより調査票を配布、収集 ○調査期日は、毎年5月1日 ○調査の主な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・課程又は学級に関する事項 ・教員及び職員の数 ・園児、児童及び生徒の数 ・不就学学齢児童生徒数 ・卒業者の進学、就職等の状況 ・学校施設に関する事項
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	○調査開始年は昭和23年（1948年）より毎年実施されている。 ○学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和23年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに統計法に基づく指定統計として「学校基本調査」が開始された。 当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学齢児童及び学齢生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。なお、平成15年度調査からはオンライン調査を導入している。
留意事項	○提出物 <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本調査「学校調査票」及び卒業後の状況調査票（中学校のみ） ○調査対象ID、確認コード（仮パスワード、変更後のパスワード）を使用し仮認証入力および認証入力を経て入力作業を行うこと。 ○帳票は一時保存で送信して帳票取り出しを行う。2部出力し、1部を地教委、もう1部を学校控えとする。確定送信は地教委からの連絡を待って行ってください。（調査票の提出（確定送信）は、県教委の審査を受けた後に行うため。） ○提出時期はおおよそ4月下旬。

全国学力・学習状況調査（4月）

調査目的	<p>○国が、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図る。</p> <p>○各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育の結果を把握し、改善を図る。</p> <p>○各学校が、各児童生徒の学力・学習状況を把握し、教育指導や学習の改善等に役立てる。</p>
調査方法	<p>【調査対象】</p> <p>○小学校第6学年、中学校第3学年</p> <p>【調査内容】</p> <p>○教科に関する調査（国語、算数、数学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として「知識」に関する調査 ・主として「活用」に関する調査 <p>（小学校） 1時限目 国語A（20分）・算数A（20分） 2時限目 国語B（40分） 3時限目 算数B（40分） 4時限目以降 児童質問紙（20分）</p> <p>（中学校） 1時限目 国語A（45分） 2時限目 国語B（45分） 3時限目 数学A（45分） 4時限目 数学B（45分） 5時限目以降 生徒質問紙（20分）</p> <p>○生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査</p> <p>【調査方式】</p> <p>○これまでの悉皆調査（平成19年度～平成21年度）の結果、全国及び各地域等の信頼性の高いデータが蓄積され、教育に関する検証改善サイクルの構築も着実に進んでいることから、平成22年度はこれまでの調査と一定の継続性を保ちながら、調査方式を悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切り替わった。</p> <p>（抽出調査方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校単位でのランダム抽出 ・全国の抽出率約30% ・都道府県ごとに平均正答率が95%の確率で誤差1%以内となるよう抽出率を設定 ・都道府県ごとに抽出率は異なる。 ・国全体、国・公・私立学校別、都道府県（公立）別の学力等の状況を把握 <p>（希望利用方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出調査対象外の学校は、学校の設置管理者の希望により、調査を利用することができる。 ・文部科学省において、国費により、問題の作成、印刷及び学校への配送を行う。 ・抽出対象校にならなかった学校についても、学校の設置管理者の責任と費用負担で行う。 ・市町村や学校における、より詳細な学力等の状況を把握可能

調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の学力の状況が客観的に把握できる。（抽出調査よりも全員調査の方が当然把握しやすい） ○児童・生徒の学力と学習・生活環境の関連が分析できる。 成績が上位の自治体・学校の教育方法を他の自治体・学校が参考にしやすくなる。 ○児童・生徒にとっても学習内容の振り返りができる。 ○学校評価の判断基準のひとつになる。 ○学校選択制が広まっており、保護者・児童が学校を選択する判断基準のひとつになる。 ○子どもたちに教える学習内容の傾向が把握できる。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○4月初旬、事前資料の受け取り（学校質問紙等） ○実施までに、問題用紙及び解答（回答）用紙等の受け取り ○解答用紙の厳重保管と回収 ○実施終了後、「調査終了報告書」を地教委へ提出 （回収等） ○小学校、中学校とも宅配業者により回収される。 ○宅配業者からの調査用紙等の受け取りは、原則、管理職（校長）が行う。 ○回答結果を受け取った後、すみやかに地教委へ連絡すること。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査（4月）	
調査目的	<p>○子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。</p> <p>○各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。</p> <p>○各学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。</p>
調査方法	<p>平成20年度より国・公・私立学校の小学校5年生、特別支援学校小学部第5学年、中学校2年生、特別支援学校中学部2学年を対象として行われるスポーツテストのことである。（悉皆調査） 一般には、「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれている。本調査は、平成22年度より抽出調査となった。</p> <p>○実技に関する調査・・・小学校中学校ともに8種目を実施</p> <p>○質問紙調査・・・・・・・・生活習慣、食習慣、運動習慣に関する質問紙調査を実施</p> <p>○学校対象質問紙調査・・・学校における体育的行事の実施状況、体育専科教員及び外部指導者の導入状況、屋外運動場の状況運動部活動の状況等に関する質問紙調査を実施</p> <p>高知県教育委員会は、上記調査が平成22年度より抽出調査になったことを受け、県独自に県内のすべての小学5年、中学2年の児童生徒を対象に行われている。</p> <p>この調査により、各学校では、年度のできるだけ早い時期に実態を把握することで課題を明確にし、課題に応じた取組を計画・実施する、いわゆる体力向上に向けたPDCAサイクルを確立させることが目的とされている。</p>
調査依頼先	<p>文部科学省（全国調査） 高知県教育委員会（県独自による調査）</p>
調査の持つ意味や背景	<p>○これまでに実施された、全国学力・運動能力・運動習慣等調査から明らかになったことについて、児童生徒や保護者に理解してもらい、より効果的に児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立等に役立てるため。</p>
留意事項	<p>○実技調査実施期間 4月から7月末までの期間に実施</p> <p>○児童生徒質問紙調査期間 調査票到着（6月中）から7月末までの期間に実施</p> <p>○学校質問紙調査実施期間 調査票到着（6月中）から7月末までの期間に実施</p> <p>（提出方法） ○宅配業者による調査票の回収</p>

学校における教育の情報化の実態等調査（6月）	
調査目的	○学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続状況、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることが目的とされる。
調査方法	○この調査は、年度の3月1日現在の状況をもとに行われるものだが、調査は6月に実施される。 ○前年度の3月に全教員を対象としたICT活用力チェックリストの内容（結果）をもとに入力（回答）しなければならない。
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	○学習指導要領の改訂により、情報教育や教科指導におけるICT活用（ICT＝コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと）など、教育の情報化に関わる内容について一層の充実が図られることになった。 ○新学習指導要領における教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組みの参考とするための手引きについて、文部科学省では、「教育の情報化に関する手引き」作成検討会が平成20年10月に設置され、検討が進められてきた経緯がある。 ○この手引きでは、新学習指導要領における「情報教育」や「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」についての具体的な進め方等とともに、その実現に必要な「教員のICT活用指導力の向上」と「学校におけるICTの環境整備」、また、「特別支援教育における教育の情報化」についても解説し、さらに、こうした教育の情報化に関わる取組み全体をサポートする教育委員会・学校の推進体制についても解説されている。
留意事項	【調査対象】 ○公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校のうち前年度3月1日に実体のある学校。 【留意点】 ○送付されるID及びパスワードの管理徹底と認証等による回答準備を行うこと。 ○特に、ICT活用指導力の調査は、全所属教員が対象であり、この調査が前年度の調査であることから、3月中にチェックリストを作成させ、管理しておかなければならない。 ○調査基準日は、前年度の3月1日現在 【提出方法】 ○WEBページ認証による、インターネット経由。

問題行動・長期欠席（不登校等）の実態に関する調査（7・12・3月）	
調査目的	<p>○問題行動・長期欠席等の実態把握及び、今後の生徒指導施策推進の参考とするため。</p> <p>○問題行動等への適切な対応の充実を図る観点から開始され、関係機関等とのネットワークの構築、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、学習プログラムや活動プログラム等の開発など、実践的な調査研究を行い効果的な取組等については、全国に普及させることを目的としている。</p>
調査方法	<p>○長期欠席からケアが必要な児童という視点に立ち、不登校の実態把握とともに未然防止に活用することがねらいであり、各学期ごとに調査を行う。</p> <p>○児童虐待の項目で早急な対応を必要としたものについては、高知県独自の方式として「個別報告書」を提出する。</p> <p>○調査結果の公表を行うが、学校が特定されないよう配慮する。</p>
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>文部科学省が毎年行っている学校基本調査の結果からは、不登校児童の数は、1975年以降、ほぼ一直線に増加している。</p> <p>平成21年度の調査においても、いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等については、依然として相当数に上るなど憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。</p> <p>課題解決のため、学校の児童生徒指導体制の在り方を見直す必要がある。問題行動の背景・要因については、家庭の養育上の問題、児童生徒本人にかかわる問題、そして社会環境の有する問題などが指摘されるが、学校においては、児童生徒の実態や社会の変化に応じた生徒指導体制の在り方などが問われるものである。</p> <p>特に、子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、長欠理由にかかわらず、教育を受けることが出来ないでいる児童生徒やその保護者への積極的な支援が必要であり、中学校では小学校以上に欠席が長期化する傾向があるため、早い段階でのチーム支援等の手だてが必要である。</p> <p>また、自殺・いじめ・虐待等、命に関わる早急な対応が必要な問題では、教職員の気づきなくしては支援が始まらないものであり、本調査を行うことにより未然防止、早期発見を図るものである。</p>
留意事項	<p>【調査対象】</p> <p>○全児童生徒 1学期の実態（各学期ごとに報告）</p> <p>○小学校 「長期欠席（不登校等）に関する調査」</p> <p>○中学校 「問題行動・長期欠席（不登校等）に関する調査」</p> <p>【提出方法】</p> <p>○電子媒体で報告（CD又は電子メール） ただし、別紙文書でマル秘の文書は個人情報に係ることから紙文書を提出</p>

学校評価に関する調査（8月）	
調査目的	<p>○学校評価は、子どもたちが安心して生き生きとした学校生活を送ることができるより良い学校づくりに資するものである。</p> <p>○学校評価の取り組みを通じて、学校の教育活動の成果や課題を把握することができ成果の見られた取り組みの一層の充実を図り、課題を解決していくことで、より良い学校づくりを推進していくことができる。</p> <p>○その評価の項目・指標を調査し、学校の設置者（教育委員会）として各学校に於いて共通に取り組んでほしいことや、実態に応じて詳細な項目・指標が決められているか調査し、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障しその向上を図ること、組織的・継続的な改善を図ること、学校・家庭・地域の連携協力による学校作りを進めることを目的とする。</p>
調査方法	<p>○学校の設置者として学校評価の流れ（方向性）を提示し、評価項目・評価指標の調査を行う。</p> <p>○年度末には「学校評価書（学校の自己評価書及び学校関係者評価書）」「アンケート集計結果」の提出を求める。</p>
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>学校評価は、小学校設置基準などに基づいて行われるものである。</p> <p>小学校設置基準（抄）（平成14年3月29日 文部科学省令第14号） （自己評価等）</p> <p>第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>各学校や地域における定着が進みつつあるが、その一方で、学校によって実施内容が不十分であったり、調査結果の公表が進んでいないなどの課題が生じていたため、学校・地方自治体の参考に資するよう、平成18年3月27日に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を文部科学大臣決定し、同年3月30日に文部科学省初等中等教育局長名で都道府県教育委員会等に通知した。</p> <p>このガイドラインは、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等、目安となる事項を示している。</p> <p>市町村教育委員会は学校の設置者として、このガイドラインを基に、各校に方向性（流れ）の提示、確認を行うものである。</p> <p>学校評価は、その結果を踏まえて学校運営の改善につながってこそ意味があることから、評価結果に基づき学校が改善に取り組むことはもちろん、例えば公立小・中学校については設置者である市区町村教育委員会を中心に、設置者等による学校評価結果に基づく学校への支援・改善機能の重要性を強調することが必要である。</p>
留意事項	<p>【調査対象】</p> <p>○各学校の評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大項目・・・共通（学力向上、生徒指導、家庭・地域との連携）＋学校独自項目（あれば） ・中項目数は3～5程度 ・評価指標項は各校で設定 <p>○提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体又は電子媒体にて提出 <p>○各校においては、評価の結果をPTA総会等で説明するなど、学校便りやホームページ等も活用し、積極的に公表するものとする。</p> <p>※ 学校評価が学校運営の改善と発展を目的とするものであるとの認識に立ち、その本来の目的を達成するために、学校評価を行うことが学校にとって最終的にメリットがあるものとなるようなシステムの構築を図ることが必要である。そのためには、単なる評価のための評価にならないよう十分に留意するとともに、学校評価システムの構築を図ることが必要である。</p>

道徳教育推進状況調査（10月）	
調査目的	○道徳教育の全国的な推進状況について調査を行い、今後の道徳教育の一層の推進に資する。
調査方法	○文部科学省が5年に一度を目安に調査する。 ○学校からの回答を基に市町村教育委員会は都道府県教育委員会へ調査票を提出し、都道府県教育委員会はそれを基に調査票を作成して文部科学省へ提出する。
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	○児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むために道徳教育の充実を図る。 ○調査の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の計画（全体計画や年間指導計画の作成等） ・道徳の時間の授業時数 ・児童生徒の実態や指導の重点 ・道徳の指導のための教材（「心のノート」を含む） ・体験活動の活用や家庭や地域社会との連携等
留意事項	【調査対象】 ○全国すべての国公私立の小学校、中学校を対象とする。 【留意点】 ○電子ファイルへ入力する。 【提出方法】 ○メールで市町村教育委員会へ提出

公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画（加配教員希望）に係る資料（10月）	
調査目的	○各都道府県研修等定数等の加配教員計画に基づく調査で、教職員の加配を希望する学校を把握し参考とするため。
調査方法	<p>○新しい指導方法を積極的に導入するなど各加配の趣旨を理解し取り組む意欲のある学校が希望して申請する。</p> <p>○加配の必要性を明確にするとともに、校内の指導体制を確立し適切な実施計画を作成する。</p> <p>【資料2-1】 小学校1・2年生の30人学級編制及び小学校3・4年生の35人学級編制に係る研究希望校</p> <p>【資料2-2】 中学校1年生の30人学級編制に係る研究希望校一覧</p> <p>【資料3-1、3-2】 指導方法工夫改善実施計画書（小3～小6）</p> <p>【資料3-3、3-4】 指導方法工夫改善実施計画書（中学校）</p> <p>【資料5-1、5-2】 公立小中学校児童生徒支援のため、特別に教員を加配する学校の状況</p> <p>【資料6】 公立小中学校児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校の状況</p> <p>【資料7】 公立小中学校きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応を行う学校の取組の状況</p> <p>【資料8】 公立小中学校児童生徒の食の指導への対応を行う学校の状況</p>
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>昭和33年の義務標準法制定以降、7次にわたる定数改善計画を実施し、継続的かつ計画的な定数改善により教育条件の充実に寄与した。</p> <p>平成13年度、都道府県が地域や学校の実態等を考慮して義務標準法で定める学級編制の標準を下回る人数の基準を定めることができるよう制度改正を行った。標準法は都道府県ごとに置くべき教職員の総数の標準を示したもので、実際の配置は教職員の任命権者である都道府県教育委員会の判断により行われる。</p> <p>公立小中学校においては、40人を上限とする学級編制が基本だが、その上できめ細やかな学習指導が行えるよう少人数指導や習熟度別指導が展開できるようになった。</p>
留意事項	<p>【調査対象】</p> <p>○教職員の加配を希望する小学校・中学校</p> <p>【留意点】</p> <p>○あくまでも事務上の参考とするものであり、実施計画書を提出しても必ずしも教職員が加配されるものではない。</p> <p>【提出方法】</p> <p>○メールで市町村教育委員会へ提出し、正本は県教育委員会との確認後、各3部市町村教育委員会へ提出する。</p>

学校図書館の現状に関する調査（11月）	
調査目的	○学校図書館に関する行政上の参考とするため、文部科学省が都道府県教育委員会等を通じて、学校図書館の現状に関する調査を行なっている。
調査方法	○調査票の構成 I 司書教諭等状況調査（学校図書館を活用した取組の中心的な存在となる司書教諭の発令状況等について） II 図書等の整備状況調査（公立学校図書館の蔵書冊数やデータベース化等の整備状況について） III 読書活動の状況調査（公立学校図書館を活用したさまざまな取組等について）
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>平成20年度調査の結果は、平成21年4月23日の「子ども読書の日」にあわせて公表されている。</p> <p>(1) 司書教諭を必ず置くこととされている12学級以上の学校では、ほぼ全校で発令がなされているものの、ごく一部において未発令校も見られた。 ※参考＜学校図書館法（抄）＞ 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。 附 則（抄） 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。 ＜学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令＞ 学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数（1未満の端数を生じたときには、1に切り上げる。）とを合計した数）が11以下の学校とする。</p> <p>(2) 蔵書冊数は小・中・高等学校でそれぞれ増加しているものの、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は未だ低い状況にある。</p> <p>(3) 読書活動の状況については、多くの小・中学校において全校一斉の読書活動等が行なわれるなど、概ね取組が進んでいると考えられる。</p>
留意事項	<p>【調査対象】 ○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校</p> <p>【提出方法】 ○電子メール</p>

特別支援教育体制整備状況調査（11月）	
調査目的	○本年度における支援体制の整備状況を把握する。
調査方法	<p>調査項目の概要を参考にし、回答する。</p> <p><調査項目の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 校内委員会 2) 発達障害の実態把握 3) 特別支援教育コーディネーター 4) 個別の指導計画 5) 個別の教育支援計画 6) 巡回相談 7) 専門家チーム 8) 特別支援教育に関する教員研修
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。</p> <p>各調査項目の詳細については、文科省HPに掲載されている「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を参照のこと。</p>
留意事項	<p>【調査基準日】</p> <p>○当該年度の9月1日</p> <p>【調査対象】</p> <p>○休校中の学校を除いた公立小中学校</p> <p>【提出方法】</p> <p>○電子メール可</p>

特別な教育的配慮が必要な児童生徒についての現状調査（11月）	
調査目的	○特別な教育的配慮を要する児童生徒について学校における現状を把握し、今後の施策の検討のための資料とする。
調査方法	<p>(1) 医療機関等で「LD」「ADHD」「高機能自閉症」の診断・判断をされている、若しくは保護者から診断されていると連絡を受けている者。</p> <p>(2) (1)の該当ではないが、学校において特別な教育的配慮が必要な児童生徒のうち、チェックリストの質問項目の回答が、次の条件に該当する者</p> <p>(3) 対象児童生徒の対応および課題</p>
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>支援の方策等は、以下の県教育センター発行の冊子等を参考にすること。 （教育センターHPからもダウンロードできる）</p> <p>①「特別支援教育の理解と支援Q&Aシリーズ 魅力ある支援に向けて」 －LD・ADHD・高機能自閉症の理解と支援－</p> <p>②「特別支援教育の理解と支援Q&Aシリーズ」 －LD・ADHD・高機能自閉症の理解と支援－ よりそいながらみつめながら</p>
留意事項	<p>【調査基準日】 ○当該年度の9月1日</p> <p>【調査対象】 ○公立小学校・中学校の児童生徒</p> <p>【提出方法】 ○紙ベースでの提出（電子メール不可）</p> <p>【留意事項】 ○人権や個人情報の保護に十分配慮する。</p> <p>○特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で確認のうえ回答する。</p> <p>○別紙3の条件を満たすかどうかを判断する際には、学級担任と担任以外の児童生徒の様子を把握している教員等、複数でのチェックを原則とする。</p> <p>○本調査の結果については、全県集計の数値を公表することとしている。</p> <p>○本調査が支援を要する児童生徒への具体的な支援につなげられるように活用すること。</p>

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査（12月）	
調査目的	<p>○学校における携帯電話等の取扱い等について、教育委員会や学校の取組状況等を全国的に把握することにより、児童生徒の携帯電話等をめぐる問題への取組の充実を図るための調査。</p>
調査方法	<p>公立小・中・高等学校・中等教育学校は、調査区分Ⅲに回答する。</p> <p>【調査項目概要】 児童生徒の携帯電話等の持込みを原則禁止としているか。 ・原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。 ・持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。</p> <p>調査結果は、全国集計及び都道府県・指定都市教育委員会別に集計したものを公表する。</p>
調査依頼先	高知県教育委員会
調査の持つ意味や背景	<p>児童生徒の携帯電話をめぐる問題への対応については、平成20年7月25日付け文科省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」（20文科初第49号）において、各地域の実情に応じて取組がなされるよう周知しているところである。</p> <p>また、平成19年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、携帯電話等を使ったいじめ（いわゆる「ネット上のいじめ」）の認知件数が、前年度より約1,000件増加している。</p> <p>このような状況下、携帯電話等の危険性から子どもたちを守るための取組が、教育上一層重要な課題となっている。</p>
留意事項	<p>【調査対象】 ○全国の都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会及び公立小・中・高等学校・中等教育学校を対象とした悉皆調査</p> <p>【調査時点】 ○年度の12月1日時点での取組</p> <p>【提出方法】 ○市町村教委へFAXにて回答</p>

小・中学校におけるキャリア教育に関する実態調査（2月）	
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ○生き方の指導や勤労観・職業観を育成するため。 ○県内の実態把握。
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村教育委員会は、「キャリア教育（進路指導）に関する実態調査」（小・中学校課回答用）を各小中学校に送付し、取りまとめのうえ、教育委員会回答用とともに提出する。
調査依頼先	文部科学省
調査の持つ意味や背景	<p>今日、少子高齢化社会の到来や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化等が進む中、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化している。また、教育を取り巻く環境も大きく変化してきており、これらの社会と教育の動向から若者をめぐる様々な課題が浮かび上がっている。一方、若者の勤労観、職業観の未熟さや、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどについても各方面から指摘されている。</p> <p>このような中で、子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育の推進が強く求められている。</p>
留意事項	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校・中学校 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校では職場体験は5日間の実施が推奨されている。 <p>【提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子メール提出